○総務省告示第二十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十五日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1457、M.1581又はM.2012に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。	二　［同上］
［1・2　略］	［1・2　同上］
3　施行規則第十五条の三第二号(7)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する技術基準	3　施行規則第十五条の三第二号(7)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準
4　施行規則第十五条の三第二号(10)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準	4　施行規則第十五条の三第二号(8)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準
5　施行規則第十五条の三第二号(17)に掲げる規格　設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準	5　施行規則第十五条の三第二号(15)に掲げる規格　設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準
6　施行規則第十五条の三第二号(18)に掲げる規格　設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準	6　施行規則第十五条の三第二号(16)に掲げる規格　設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第二十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項第二号及び別表第三号17(1)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十五日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。	一　［同上］
1　陸上移動局の送信装置	1　［同上］
(1)　陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。）	(1)　［同上］
［ア　略］	［ア　同上］
イ　送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの	イ　送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの
［表略］	［表同上］